

令和4年度結城市中小事業者等持続化支援金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける市内中小事業者等の事業継続を図るため、市内の中小事業者等に対し、令和4年度結城市中小事業者等持続化支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、当該支援金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に店舗等の事業所を有する法人又は個人事業主であって、次の要件の全てに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、市内に本店を有する法人及び市内に事業所を有する個人事業主とする。ただし、みなし大企業を除く。
- (2) 令和3年4月1日の時点で、市内において事業を行っていること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年10月から令和4年3月までの任意の一月（以下「対象月」という。）の売上金額が、前年同月又は前々年同月（以下「比較月」という。）と比較して、30パーセント以上減少していること。ただし、令和3年3月2日から令和3年4月1日の期間中に創業した者にあつては、比較金額を、令和3年4月から令和3年9月までの6ヶ月間における売上金額の月平均とする。
- (4) 法人にあつては比較月の属する事業年度、個人事業主にあつては比較月の属する年分の確定申告を行っていること。
- (5) 市税等が完納されていること。
- (6) 今後も市内で事業を継続すること。この場合にあつて、新型コロナウイルス感染症の影響による休業は、事業を継続しているものとみなす。
- (7) 市で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。

(非対象者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象としないものとする。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 政治団体
- (5) 既に支援金の交付を受けた者
- (6) その他支援金の趣旨及び目的に照らして支援金の交付が適当でないと市長が認める者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、10万円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 支援金に係る申請受付開始日は、令和4年5月23日とする。

2 申請期限は、令和4年7月25日とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の関係書類を添えて、令和4年度結城市中小事業者等持続化支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1) 対象月の売上金額が確認できる帳簿等の写し

(2) 確定申告書類(法人にあつては、比較月の属する事業年度の法人税確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書の写し。個人事業主にあつては、比較月の属する年の所得税確定申告書第一表の写し及び所得税青色申告決算書の写し。ただし、白色申告者については、比較月の属する年の所得税確定申告書第一表の写し、収支内訳書及び12か月分の帳簿とする。)

(3) 個人事業主にあつては、身分証明書の写し

(4) 振込先の通帳の写し

(5) 納税証明書(取得後3か月以内のものとする。)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、正当な理由により前項各号に掲げる書類を提出できない場合は、別に市長が定める書類を提出するものとする。

3 申請は、原則として郵送により市長に提出するものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請を受けた場合は、速やかに内容を審査し、その結果を令和4年度結城市中小事業者等持続化支援金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(確定申告書の提出義務)

第8条 支援金の交付を受けた者は、法人にあつては交付を受けた月の属する事業年度分に係る確定申告を行った後、個人事業主にあつては交付を受けた月の属する年分に係る確定申告を行った後、速やかにその書類の写しを市長に提出しなければならない。

(支給の取消及び返還)

第9条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付を取り消し、又は既に交付した支援金を返還させることができる。

(1) 交付の要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(3) 法令又はこの要項に違反したとき。

(4) その他市長が不適正と認めたとき。

(庶務)

第10条 この要項に定める手続等については、経済環境部商工観光課において処理する。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。